



### 小川実コラム

皆さま、こんにちは。  
一般社団法人 相続診断協会が発足してから、早いもので1年半の月日が経ちました。  
おかげさまで相続診断士の数も6,500人を超え、相続診断士及び当協会の知名度も高まり、相続診断士の更なる活躍が期待できる舞台が整いつつあります。  
当協会としても、相続診断士とのコミュニケーション、ネットワークの強化を図るべく、今月から定期的に【笑顔相続新聞・生保版】を発刊することとなりました。現在相続診断士の約80%以上が生命保険関係者ということもあり生命保険業界に特化した成功事例、活動事例等を、皆様と共有することにより相続診断士としての活動が一層活発になることを目的に発行しました。  
その他にも、提携先のパートナーの税理士、行政書士などからの情報提供や、各地でのセミナー開催情報など掲載して参りますので、何卒今後共よろしくお願ひ申し上げます。

# 様々な相続事例の解説

## 相続時精算課税制度を利用した贈与と相続放棄について～

■事例：親子間の相続時精算課税制度を利用して、長男は、父から2,500万円の生前贈与を受けました。その後、父が亡くなり相続が開始したところ、父である被相続人が3,000万円の債務の連帯保証をしている事実が発覚しました。相続放棄をしないと、3000万円の負債を負うことになってしまいます。

この場合に、相続放棄は可能でしょうか？

生存時に贈与を受けた資産はどうなるのでしょうか？

□相続の放棄に可否

今回のケース、相続放棄の手続可能期間内でしたら、相続放棄が可能です。

□生前贈与を受けた財産について生前に贈与を受けた財産はそのまま受贈者の所有として問題ありません。

ただし、債権者から、当該生前贈与が詐害行為にあたるので取り消すべきだ(詐害行為取消権)と訴えられる可能性が少ないですがありうる点にご留意ください。  
※詐害行為取消権とは、債務者・保

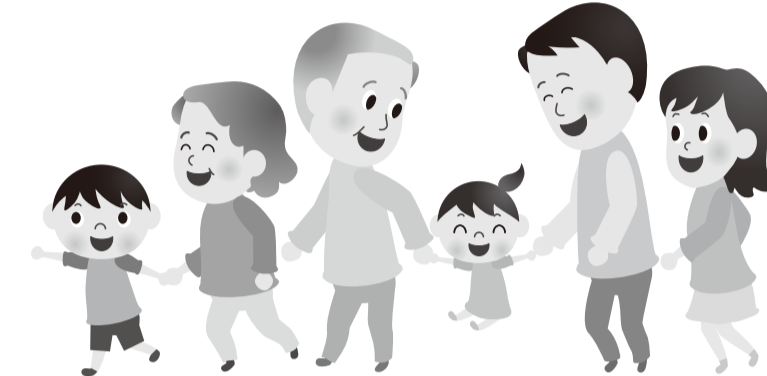
証人がお金を返したくないからと考え、自分の財産を他人に意図的に移したことにより弁済ができなくなったと判断されると、その財産の移転が否定され、債権者がそこから回収できる債権者の権利です。

【解説】

相続時精算課税制度を利用して父から長男へ生前贈与をすることは相続財産の前渡性的性質を有するため、民法第921条に規定する法定単純承認「相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき」に該当し相続の放棄ができないののではないかと心配になられたのでは、と邪推いたします。

生前に自分の財産を自分で自由に処分すること自体は民法の大原則である私的自治の原則により認められています。

また、相続開始後に相続人が相続の承認をするのか相続の放棄をするのかは相続人の意思により決めることであり(民法第915条)生前に被相続人より贈与を受けているからといって相続の放棄を禁止するような規定はありません。したがって今回のケースにおいて、相続



の放棄は可能となります。

ただし、被相続人の財産が3,000万円しかない場合に3,000万円の借金があるのに2,500万円を家族へ贈与する行為は債権者からみれば借金の返済逃れや財産隠しを企図した行為ともとれるため債権者への返済を困難ならしめる行為として詐害行為取消権により生前の贈与を取り消される可能性があります。

生前の贈与を取り消されてしまうと長男から債権者へ2,500万円の返済を行うことになるでしょう。

【教訓】

本人が連帯保証人になっている場合には事前に相続人に告知するように伝えるべきでしょう。  
子や親戚の賃貸マンションの連帯保証人や、事業ローンや住宅ローンの連帯保証人など、依然として保証人を担保として取る制度は残っています。相続開始後に相

続財産を処分してしまい相続放棄ができなくなってから被相続人が多額の債務の連帯保証人であることが発覚し主債務者が夜逃げをして、保証債務が顕在化し、債権者から相続人に返済を求められてしまうと目も当てられません。  
事前に本人が「ある債務」の連帯保証人であることがわかっていたら、残された相続人が相続の承認をするのか相続の放棄をするのか早い段階で検討することができますし本人の生前にある程度の対策を打つこともできますので、連帯保証の有無も相続人に伝えるべき重要事項と言えるでしょう。

相続診断士の皆さまには、笑顔相続ノート等を活用してこの辺のヒアリングもしっかり行って欲しいところです。

毎月様々な相続事例を解説します



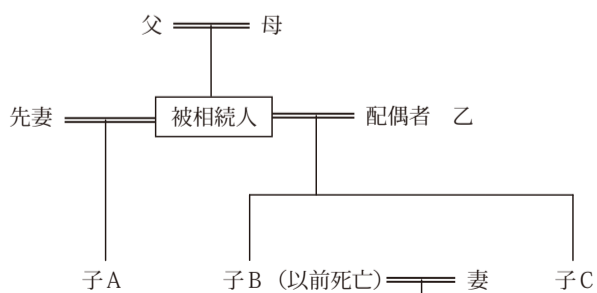
## Quick Quiz 皆さんは解けるかな？

過去問題より抜粋

次の親族関係図において、民法で規定されている法定相続人と法定相続分の組み合わせとして次の記述のうち、正しいものはどれか。

Q1

(親族関係図)

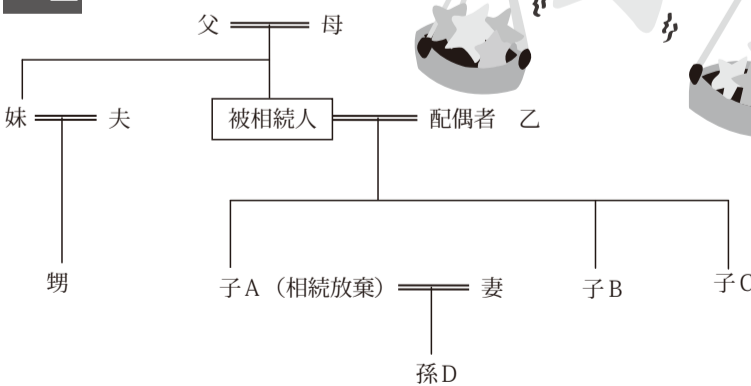


- ① 配偶者乙1/2、子C1/4、孫D1/4
- ② 配偶者乙2/3、父1/8、母1/8、子C1/8、孫D1/8
- ③ 配偶者乙2/3、父1/8、母1/8、子A1/8、子C1/8
- ④ 配偶者乙1/2、子A1/6、子C1/6、孫D1/6



Q2

(親族関係図)



- ① 配偶者乙1/2、子A1/6、子B1/6、子C1/6
- ② 配偶者乙1/2、子B1/4、子C1/4
- ③ 配偶者乙2/3、父1/6、母1/6
- ④ 配偶者乙3/4、父1/12、母1/12、妹1/12

回答は裏面の下に記載してあります。

Q3

相続税の計算において債務控除に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 被相続人の未払医療費は、債務控除の対象となる。
- ② 被相続人に係る未払いの所得税は、債務控除の対象となる。
- ③ 遺言執行における弁護士費用は、債務控除の対象となる。

過去問をクイズ形式で掲載いたします。  
楽しく覚える「相続知識」

# 相続診断士を取得した 保険営業現場での活用事例とりまとめ

我家にはお金がないから相続なんて関係ないよ!!は危険です。



相続診断協会  
ホームページは  
こちらからでも  
souzokushindan.com

## ■営業の活動量増加

既契約と以前お断りされたお客様に対し、『相続診断士』資格取得の報告のための、メール・チラシを作成送付した(例: 神山通信参照)。相続税より『遺産分割』の係争件数増加をご案内したところ、生命保険の相談より抵抗が少なく、アポイントの取得率が上がった。



『ちょうど相続のことで聞きたいことがあるんです』というお問い合わせが多く活動量増加につながり、営業成績も比例した。

## ■新たな見込み客の発見

今まで支社のマネジメントとしては、ご収入・ご健康な方などのターゲットをしていたが、『持家でお子様が二人以上いる方』という今までにない具体的なター

ゲティングにより、幅広い見込み客発見ができ、既契約の見直しに抵抗なく入っていきることが分かった。

## ■お客様へのニード喚起

比較的多くの方々が該当する『持家でお子様が二人以上いる方』でも遺産分割の可能性があることということが、具体的にニード喚起し易く、『お葬式代だけでいい』という認識から、

『お葬式代だけでは済まない世の中になった』と死亡保障の重要性を再確認でき、死亡保障の追加契約につながった。

## ■そのものズバリでわかりやすい「相続診断士」

お時間がないといった方にも、チラシ等をメール、認定カードを商談中に提示することにより、スムーズに『遺産分割』に対する話に入ることができた。

お客様から『その相続診断士って何ですか?』というご質問を頂くことが、相続に対する関心が少なからずあるというバロメーターになった。

## ■新たな紹介手のツールにしたい

今までの紹介手の仕方に加え、

1. 『最近お客様の周囲で、相続のお話をされていた方はいらっしゃいますか?』
  2. 『最近身内の相続でもめていらっしゃるお話はありませんか?』
  3. 『お客様の周囲で、持家でお子様が二人以上いる方は、いらっしゃいませんか?』
- という問いかけに対し、『実は』、『お恥ずかしながら身内で』、『前から気になっていましたが』というお答えになるケースが多く、特に

1. お子様のいるご家族
2. 親と同居されているご家族
3. ご家族に介護が必要な方が

いらっしゃる場合は特にお客様のほうから、『聞いてもらいたい』もしくは『相続発生前に知っておきたい』というケースが多く、状況を詳しくお伺いして上での紹介手になり、紹介する側も『相続診断士の〇〇さん』ということで、資格取得者で相続の専門家と受け取ることにより、紹介しやすかったとの感想も多い。

## 活用事例を募集しています。

当協会までお気軽にご連絡下さい。  
採用者には御礼します。

**03-6661-9593**

# 東京、札幌、仙台、大阪、名古屋、福岡、高松、金沢 全国統一試験実施が日時決定

相続診断士の受験方法が3つになります。

- 1、CBT試験(従来通りパソコンスクールで受験)
  - 2、団体試験(10名様以上の場合には指定場所にて試験を行います)
- ※要問合せ
- 3、全国統一試験(右記に記載)
- 指定申込書に必要事項をご記入の上で当協会へ申してください。



団体試験風景

■日時:平成25年12月17日  
14:00~15:40まで(試験時間60分+講習30分)  
場所:東京、札幌、仙台、大阪、名古屋、福岡、高松、金沢  
各会場の詳細場所については、12月初旬に決定いたします。  
申込締め切り:平成25年11月18日

■合格基準点数70点に引上げ決定!!  
2012年より試験を開始し当初から60点が合格基準点として試験を行っておりましたが、2014年4月1日より合格基準点を70点とさせていただきます。  
2013年9月決定事項

全国にて相続関連セミナー開催しています。\*詳しくはホームページで

相続診断士 検索



笑顔相続ノートが新しくなりました練習ノートが付属しています。

1冊 @ **1,050円**  
相続診断士の方は @ 1冊 **420円** (税込)

クイズの解答 No001  
Q1.回答④ Q2.回答② Q3.回答③

## 全国統一試験申込用紙

申込日	年 月 日	申込内容	<input type="checkbox"/> 希望会場 東京・札幌・仙台・大阪・名古屋・高松・金沢
お名前	ふりがな	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	備考 ※テキスト発送先が会社の場合にはこちらに宛先住所をご記入ください。
	〒		
ご自宅住所	(建物・マンション名)	号室)	
電話番号	携帯電話		
メールアドレス(PC用)	@		
生年月日	西暦	年 月 日生	
会社名	支社名	支払方法	<input type="checkbox"/> 代金引換 <input type="checkbox"/> 銀行振込

※記入事項にご記入の上ファックスでお申し込みください

**FAX 03-6661-1196**